

平成26年度地籍調査の成果の閲覧

平成26年度に実施した大久野字水口5583番1～6506番の地籍調査の成果の閲覧を行います。

日時 ①9月16日(水)まで(土日除く)

②9月5日(土・13日)(日)

①午前9時～午後4時30分

(正午～午後1時除く)

②午前9時～午後4時

場所 ①役場地下会議室(西側)

②水口会館

※閲覧を希望する方は、期間中に印鑑を持参してお越しください。

※震災などの影響で遅滞している成果から随時、認証を受けて法務局で登記を行う予定です。登記まで時間がかかりますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問 まちづくり課 都市計画係 内線 353

平成27年度地籍調査の実施

期間 平成28年3月末まで

時間 午前8時30分～午後6時

場所 大久野字水口地内(5988番イ1～6251番3)・隣接地

立入者 町職員・全国国土調査協会(町発行の身分証明書を携帯し、腕章を付けています) ※立会いなどは、土地所有者・関係者に、後日通知を送付します。

問 まちづくり課 都市計画係 内線 353



税金

固定資産税の現地調査・各種減額措置等  
家屋調査・土地の現況調査のお願い

固定資産税・都市計画税の課税の基となる家屋調査、土地の現況調査を実施します。平成27年1月2日以降に新築・増築された家屋、また現況が変わった土地などが対象になります。

家屋調査を行うときは、連絡のうえ伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、係員は身分証明書を所持しています。不審に思われる場合は提示を求めてください。

各種減額措置

長期優良住宅 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定された

新築住宅は、固定資産税が減額されます。

減額要件

1 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づく認定長期優良住宅

2 平成21年6月4日～28年3月31日までに新築された住宅

3 居住部分の面積が50㎡以上280㎡以下の住宅(二戸建以外の賃貸住宅40㎡以上280㎡以下)

4 併用住宅は居住部分の面積が全体の2分の1以上

減額範囲 1戸あたりの床面積120㎡までを限度に、家屋の固定資産税の2分1

減額期間 一般の住宅5年間／中高層耐火建築物の住宅7年間

申告方法 認定長期優良住宅であることを証明する書類を添付して、新築した年の翌年の1月31日までに申告

省工ネ改修 平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅は除く)で平成20年4月1日～28年3月31日までに一定の省工ネ改修を行った場合、翌年度の固定資産税が減額されます。

減額要件 工事が50万円以上の次の工事▼①窓の断熱改修工事、②①と合わせて行う床・天井・壁の断熱改修工事

減額範囲 1戸当たりの床面積120㎡までを限度に、家屋の固定資産税の3分の1

申告方法 改修後3カ月以内に、建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行した証明書、工事明細書、工事写真などを添付して申告

バリアフリー改修 平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅は除く)で65歳以上の方、障害がある方などが居住する住宅に平成19年4月1日～28年3月31日までに一定のバリアフリー改修を行った場合、翌年度の固定資産税が減額されます。

減額要件 補助金などを除いた自己負担額が50万円以上の次の工事▼廊下の拡幅・階段の勾配緩和・浴室の改良・トイレの改良・手すりの取り付け・床の段差解消など

減額範囲 1戸当たりの床面積100㎡までを限度に、家屋の固定資産税の3分の1

申告方法 改修後3カ月以内に、工事明細書、工事写真などを添付して申告

住宅耐震改修 昭和57年1月1日以前からある住宅で、平成18年1月1日～27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます。

減額要件 耐震改修に要した費用が1戸あたり50万円以上の工事

減額範囲 1戸当たりの床面積120㎡までを限度に、家屋の固定資産税の2分の1

工事了り期間 平成25年1月1日～27年12月31日に改修

減額期間 翌年度から1年間

申告方法 改修後3カ月以内に、建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行した証明書、工事明細書、工事写真などを添付して申告

減額範囲 1戸当たりの床面積100㎡までを限度に、家屋の固定資産税の3分の1

申告方法 改修後3カ月以内に、工事明細書、工事写真などを添付して申告

住宅耐震改修 昭和57年1月1日以前からある住宅で、平成18年1月1日～27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます。

減額要件 耐震改修に要した費用が1戸あたり50万円以上の工事

減額範囲 1戸当たりの床面積120㎡までを限度に、家屋の固定資産税の2分の1

工事了り期間 平成25年1月1日～27年12月31日に改修

減額期間 翌年度から1年間

申告方法 改修後3カ月以内に、建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行した証明書、工事明細書、工事写真などを添付して申告

問 税務課 固定資産税係 内線 265

保険・年金

後期高齢者医療保険の被保険者の方へ「温泉施設利用割引券」を発行しています

温泉施設利用割引券の第一期配付が始まります。この券の利用で入館料金が、500円割引かれます。また、つるつる温



泉の窓口で発行している「町民優待券」を併用すると、さらに320円が割り引かれます。

対象 日の出町後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方(資格のある方)

利用・配付期間

第一期 9月1日(火)～10月30日(金)・土日・祝日は除く)

※発券は一期内に1人1枚です。

申込 被保険者証か、本人確認ができるものを持参し、町民課窓口で申請▼割引券の配付は、なくなり次第終了します。

問 町民課 後期高齢者医療係 内線 287

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険被保険者証が、10月1日(木)から新しくなります。

9月中旬に、新保険証を郵送しますので、受領後、記載内容を確認してください。

なお、有効期限が過ぎた保険証は、裁断などして処分してください。

また、次に該当する方は、保険証と印鑑(スタンプ式不可)を持参し届出をしてください。

○就職などで、国民健康保険証以外の保険証を取得した方とその扶養者

○住所を変更し届出をしていない方

保険税が未納の場合、特別な事情がない限り、短期被保険者証(有効期間の短いもの)や、資格証明書(医療機関でか

かった費用を全額負担した後に、自己負担分を除いた金額を、後日現金給付)を交付することもあります。

国民健康保険事業は、皆さんの貴重な保険税で運営されています。保険税の納付に、ご協力をお願いします。

問 町民課 保険年金係 内線 284

公的年金制度の役割



誰でも年をとれば、若い頃のように働けなくなり、収入が低下する可能性があります。また、少子高齢化の進行などで、子どもからの仕送りを頼って老後生活を送ることが難しくなっています。

こうした中、公的年金はどれだけ長生きしても、安心・自立して老後を暮らすための生活の柱として定着し、国民生活にかかせない役割を果たしています。また、公的な制度であるからこそその私的年金にはないメリットがあります。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期限内に納めましょう。

問 青梅年金事務所 ☎0428(30)3410

催し



日の出福祉園祭り「サンサンフェスタ」

つながろう！輪になろう！日の出！模擬店、ステージ盛りだくさん！大勢の皆さんのご来場をお待ちしています。

日時 9月23日(祝)午前10時～午後3時  
場所 日の出福祉園グラウンド※荒天中止

問 日の出福祉園 ☎(597)5041

秋川消防署から



救急フェアinイオンモール日の出

公立阿伎留医療センターの職員と一緒に、心肺蘇生法、AED取扱い訓練などのPRを行います。

日時 9月12日(土)午前10時～午後4時  
場所 イオンモール日の出3階イベントスペース

秋川消防フェスタ2015と地域とともに

はしご車搭乗体験など子どもから大人まで楽しめるコーナーがたくさんあります。観光協会の協力で、地域物産展も出展します。

日時 10月3日(土)午前10時～午後3時  
場所 東京サマーランド 第2駐車場

※駐車場有(有料)

問 秋川消防署 予防課 防火査察係

☎(595)0119 内線 520

立川防災館から



防災週間・救急医療週間特別企画

「風水害を防ぐには」「防災週間・救急医療週間」のパネル展示。

日時 8月31日(月)～9月13日(日)  
各日 午前9時～午後5時  
場所 立川防災館 2階

9月の連休特別企画  
「ワクワクぼうさいミニパーク」  
日時 9月21日(月)～23日(水)  
各日午後1時～4時

場所 立川防災館 2階

消防車カートコーナー 消防車、救急車のカートに乗って楽しもう。

ちびっこ消防官放水体験コーナー 消防官になったつもりで、放水体験してみよう▼小学生以下

ぼうさいGOODSつり クイズに答えて魚釣りに挑戦！記念品をゲット！▼小学生以下

未来の消防官撮影コーナー キュータ・くるりんが遊びに来るよ！

ぬり絵・ペーパークラフト作成コーナー 消防車のペーパークラフト作れるかな？

ワンポイント応急手当体験コーナー AEDを触ってみよう！

家具類の転倒・落下・移動防止説明会 自宅での家具類の転倒・落下防止が学べます。

パネル展示「風水害にそなえよう！」 家庭でできる工夫を紹介します。

※1階では、通常通り地震体験、煙体験を利用できます。

問 立川防災館 ☎042(521)1119

